

## パソコン及び記録媒体の持ち込みに関する遵守事項

総合教育センター内で私物等のパソコンや記録媒体（USB メモリ等）を持ち込み使用する場合の遵守事項は以下のとおりとする。

### 1 パソコン

- （1）ウイルス対策ツールがインストールされ、パターンファイルが最新であること。
- （2）オペレーティングシステム（OS）が最新の状態であること。
- （3）ファイル交換ソフトや不正なプログラムがインストールされていないこと。
- （4）持ち込みパソコンを所内のネットワークに接続しないこと。

### 2 記録媒体

必ず担当所員に申し出て、ウイルスに感染していないことを確認（ウイルスチェック）した上で使用すること。

### 持ち込みパソコンの手続きについて

- 1 申請者は、「持ち込みパソコン使用申請書」（別紙）を研修担当等に提出して、担当課室長の使用許可を得る。
- 2 担当課室長は、要件を満たしたパソコンに限り使用を許可し、許可の目印となるシール等を申請したパソコンに貼付する。

# 持ち込みパソコン使用申請書

平成 年 月 日

愛知県総合教育センター所長 殿

次のとおり、パソコン及び記録媒体の持ち込みに関する遵守事項に従い、私物等のパソコンを使用したいので申請します。

所 属 名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

研究・研修名 \_\_\_\_\_

下記のパソコンは、次の使用要件を満たします。

使用するパソコンの機種名 (メーカー、機種など)	
ウイルス対策ツールがインストールされ、パターンファイルが最新である	はい ・ いいえ
オペレーティングシステム (OS) が最新の状態である	はい ・ いいえ
ファイル交換ソフトや不正なプログラムがインストールされていない	はい ・ いいえ
使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

